

## 医療機関におけるグルタルアルデヒド測定 (平成17年基発第0224007号に基づく作業環境測定)

グルタルアルデヒド（別名：1,5-ペンタンジオン、グルタール）は、眼、皮膚、呼吸器に対する激しい刺激性を有する物質で、医学的消毒（滅菌）、皮膚組織標本及びなめし剤等として使用されます。

平成11年以降、医療機関においてグルタルアルデヒドを用いた内視鏡等の殺菌消毒時に作業者が皮膚炎等の健康被害を訴える事例が発生しています。

このことより、平成17年に厚生労働省は「医療機関におけるグルタルアルデヒドによる労働者の健康障害防止について」（基発第0224007号）を通知しました。

通知では、「医療機関におけるグルタルアルデヒドによる労働者の健康障害防止対策」が取りまとめられており、事業者が講ずべき措置の一つとして、作業環境管理及び作業管理に努めることとされています。

### 作業環境管理及び作業管理

#### ①濃度の測定

グルタルアルデヒドを使用して消毒作業が行われる屋内作業場においては、**空気中のグルタルアルデヒドの濃度を測定すること。**

なお、**設備の新設・更新、作業方法の変更等があった場合には、必要に応じて濃度の測定を行うこと。**

#### ②測定結果に基づく措置

①の測定の結果、**空気中のグルタルアルデヒドの濃度が0.05ppm**を超える場合には、有効な呼吸用保護具、保護眼鏡等を使用させることにより労働者の暴露防止を図るとともに、0.05ppmを超えないようにするため下記のいずれかの措置のうち、当該作業場において有効な措置を講ずること。

- 1) グルタルアルデヒドと同等以上の効果があり、有害性の少ない他の殺菌消毒剤への変更
- 2) 密閉型の自動洗浄機の導入
- 3) **局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置による換気**
- 4) 全体換気装置（換気扇を含む。）の設置又は窓の開放による全体換気
- 5) グルタルアルデヒドへの労働者の暴露を低減させる作業方法への変更

#### ③グルタルアルデヒドに直接接触するおそれの高い作業において留意すべき事項

労働者をグルタルアルデヒドに直接接触するおそれの高い作業（自動洗浄機を用いずに行う消毒作業、自動洗浄機の消毒剤の交換作業等）に従事させるときは、①により測定した空気中のグルタルアルデヒドの濃度が0.05ppmを超えない場合であっても、有効な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋等を使用させることにより、労働者の暴露防止を図ること。

また、自動洗浄機を用いずに行う消毒作業において消毒剤を洗い流すときに熱湯を使用したり、児童洗浄機を用いて行う消毒作業において消毒剤の加温時に内視鏡をセットしたりする等、高濃度のグルタルアルデヒドに暴露するおそれのある方法はとらないこと。

出典：平成17年 基発第0224007号 別添1

**グルタルアルデヒド及びその他の有害物質に関する作業環境測定、局所排気装置の性能測定等については、専門測定機関である日鉄テクノロジー(株)広畑事業所にご相談下さい。**

